

# 令和7年度 入札参加有資格者名簿 (日野町内に本社を有する者)

## 土木一式

※総合点と同じ場合は名称の五十音順

等級 (号)	名 称	本社 所在地	建設業 の区分	客観点 (点)	主観点 (点)	総合点 (点)	摘 要
1	(株)奥田工務店	日野町	特定	1,083	32	1,115	
2	(株)松山組	〃	特定	865	28	893	
2	(株)今井工業	〃	特定	864	28	892	
2	(株)大島組	〃	特定	851	28	879	
2	(株)東沢組	〃	特定	825	28	853	
3	(株)竹内建設	〃		791	28	819	
3	(株)植田建設	〃		765	8	773	
3	(株)ヒロセ	〃		753	16	769	
3	(株)橋本商店	〃		721	28	749	
3	山田建設	〃		704	28	732	
4	未来建設(株)	〃		670	28	698	
4	(株)ケイテック	〃		677	8	685	
4	吉澤建築	〃		655	28	683	
4	(株)野中工務店	〃	特定	663	4	667	
4	稲垣工業	〃		626	28	654	
5	アイド工業	〃		635	0	635	
5	第二産業(株)	〃		621	8	629	
5	(株)さくら建設	〃		578	28	606	
5	(株)藤崎工務店	〃	特定	552	24	576	
5	(有)マツイ工業	〃		518	32	550	
5	中西土木	〃		524	4	528	
5	(株)島田工務店	〃		493	24	517	
5	(有)谷元組	〃		488	4	492	
5	(株)えびすや	〃		286	0	286	

## 建築一式

等級 (号)	名 称	本社 所在地	建設業 の区分	客観点 (点)	主観点 (点)	総合点 (点)	摘 要
1	(株)奥田工務店	日野町	特定	1,366	32	1,398	
2	(株)今井工業	〃	特定	798	28	826	
3	(株)野中工務店	〃	特定	740	4	744	
4	(株)藤崎工務店	〃	特定	679	24	703	
5	(有)マツイ工業	〃		610	32	642	
5	(株)島田工務店	〃		545	24	569	
5	イケダ建装(株)	〃		405	0	405	

## 舗 装

等級 (号)	名 称	本社 所在地	建設業 の区分	客観点 (点)	主観点 (点)	総合点 (点)	摘 要
1	(株)奥田工務店	日野町	特定	890	32	922	
1	(株)東沢組	〃	特定	812	28	840	
1	(株)松山組	〃	特定	779	28	807	
2	(株)大島組	〃	特定	750	28	778	
2	(株)橋本商店	〃		722	28	750	
2	(株)竹内建設	〃		716	28	744	
2	(株)植田建設	〃		729	8	737	
3	未来建設(株)	〃		617	28	645	
3	稲垣工業	〃		561	28	589	
3	(株)ケイテック	〃		579	8	587	
3	(株)さくら建設	〃		558	28	586	
3	アイド工業	〃		568	0	568	
3	(有)谷元組	〃		509	4	513	

## 令和7年度 日野町内本店建設工事格付

### (格付基準)

1 建設工事の有資格業者の審査事項評点数は、次に定めるところにより算定した客観事項評点と主観事項評点とを合算した数値とする。

(1) 客観事項評点 入札参加資格申請に添付する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に基づく総合評定値とする。

(2) 主観事項評点 次に掲げる点数を合算した点数とする。

ア 申請日の属する年度の1月1日の直前2年間において日野町建設工事等入札参加停止および指名停止基準（平成27年日野町告示第112号）に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けた場合は、入札参加停止措置期間に応じた次に掲げる点数とする。

入札参加停止措置期間		点数
	1か月未満	- 5点
1か月以上	2か月未満	- 10点
2か月以上	3か月未満	- 20点
3か月以上	6か月未満	- 30点
6か月以上	12か月未満	- 50点
12か月以上		- 70点

イ 申請日において、町との間で日野町地域防災計画に基づく災害時における応急救援活動に関する協定等を締結している団体に加入している場合は4点とする。この場合において、対象とするのは1有資格業者につき一つの協定のみとする。

ウ 申請日において、日野町消防団員を1人雇用している場合（代表者または役員が消防団員である場合を含む。）は4点、2人以上雇用している場合は8点とする。

エ 申請日の属する年度の前年度において、町が発注する町道除雪業務を受託した場合は20点とする。

オ 申請日の直前1年間に行われた町および滋賀県主催の地域貢献活動に参加した場合は4点とする。この場合において、対象とするのは1有資格業者につき一つの活動のみとする。

2 主観事項評点は、申請期限内に申請されたものについて審査するものとする。ただし、第1項第2号アおよびイについては申請を要しない。

### (格付の特例)

1 新規に有資格業者となる者は、入札参加資格を有した業種の最下位の格付区分に格付する。この場合において、次条に定める有効期間は1年とする。

(1) 前年の格付区分より2区分以上上位の格付区分の対象となる者は、1区分上位の格付区分に格付する。

(2) 日野町契約審査会（以下「審査会」という。）が、工事成績が良好と認められない場合等により不適当と認めた者は、当該業者の施工能力等に応じた格付区分とする。

審査事項評点数による格付基準

(土木一式工事)

格付区分	審査事項評点数
1号	900点以上
2号	820点以上
3号	730点以上
4号	640点以上
5号	640点未満

(建築一式工事)

格付区分	審査事項評点数
1号	900点以上
2号	800点以上
3号	730点以上
4号	700点以上
5号	700点未満

(舗装工事)

格付区分	審査事項評点数
1号	800点以上
2号	700点以上
3号	700点未満